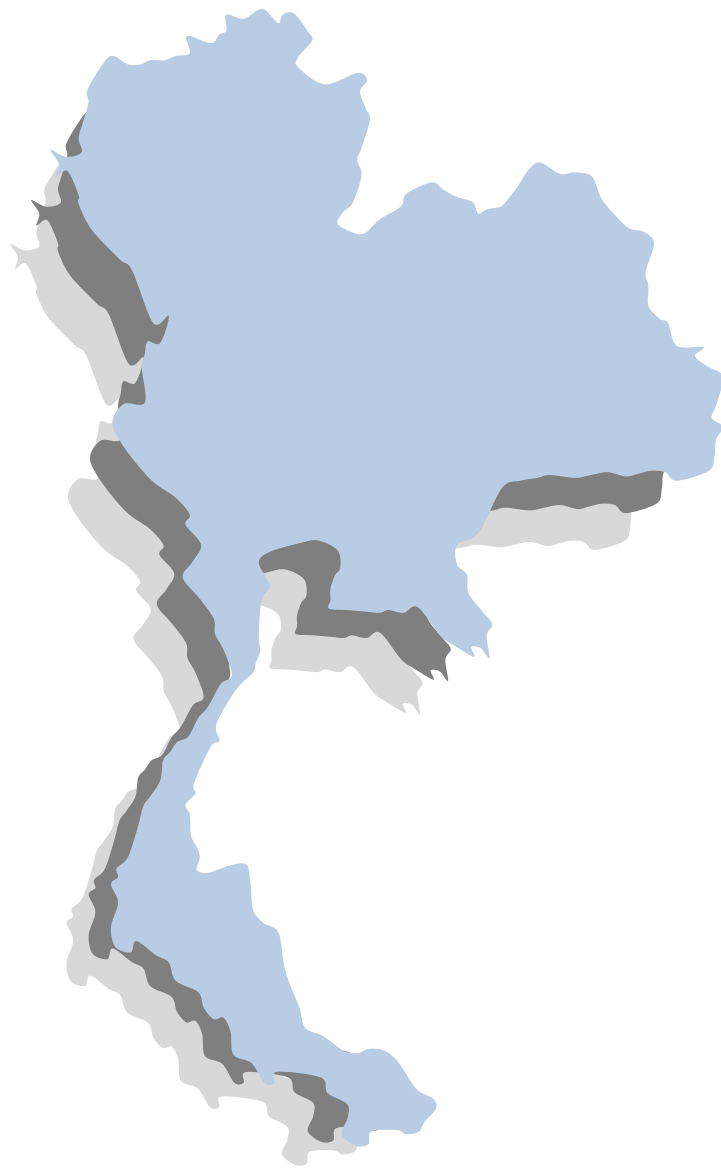


タイ意匠出願の手引き (初級編)



一般社団法人
日本デザイン保護協会

目次

1. ASEAN・タイへの意匠出願の必要性	…… 2
-----------------------	------

2. タイへの意匠出願の手引き	…… 3
-----------------	------

STEP 1

「出願に際してのタイ意匠出願概要」	…… 3
-------------------	------

STEP 2

「出願に際しての必要な費用」	…… 4
----------------	------

STEP 3

「出願に際しての必要書類一式」	…… 5
-----------------	------

1. ASEAN・タイへの意匠出願の必要性

東南アジアにおけるASEAN（東南アジア諸国連合）は、現在は10カ国（タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス）で構成されています。ASEANは、過去10年間に高い経済成長を見せており、その潜在力は世界各国から注目されています。そしてこの地域は、知的財産保護の強化に対するニーズが高まってきています。

そのASEANの中においても、タイは、中国に次ぐ世界の工場として期待されていますが、やはり模倣品が多く出回っている市場でもあります。模倣品には、タイ国内で製造されたものと輸入品とがあります。

グローバルに事業を進めて行く際に、特に模倣品に対して重要な役割を果たすのが、意匠権です。現地（タイ）において模倣品を取り締まるためには、タイで(あらかじめ)意匠出願・意匠登録をしておかなければなりません。このように、工業製品の生産国・流通国においては、(あらかじめ)その国で意匠出願・意匠登録をしておくことが必要となります。



2. タイへの意匠出願の手引き

STEP 1

「出願に際してのタイ意匠出願概要」

出願に際しての必要な情報として、タイ意匠出願の概要を以下に記します。

権利の保護期間……出願日より10年です（存続期間の延長不可）。

審査概要 ……出願後、方式審査がなされます。特に補正指令等がなければ、出願公開の指令がなされ、公開料金を納付して出願の公開が行われます。その後、法令上は審査請求をする必要がありますが、運用上審査請求は不要であり、方式審査を終えた全出願について実体審査が行われます。実体審査においては、拒絶の理由がなければ登録査定となり、登録料を納付して登録となります。

多意匠出願制度……多意匠出願制度はなく、1意匠1出願制度が基本となります。

部分意匠制度 ……部分意匠制度はありません。

秘密意匠制度 ……秘密意匠制度はありません。

優先権出願 ……日本の意匠出願を基礎として、優先権を主張して出願をすることができます。日本の出願日から6カ月以内にタイ出願をすれば、日本の出願日をタイ出願の日とすることができます（出願時に“優先権証明書”が必要）。

権利の保護期間  **10年**

存続期間の延長はないので、注意！

STEP 2

「出願に際しての必要な費用」

出願(及び登録)に際して必要な費用を、以下に記します。

■出願から登録までに必要な費用

意匠図面作成費用	約30,000円～50,000円
----------	------------------

*意匠図面作成用データ(CAD図、スケッチ外形図等)を元に、国内特許事務所で意匠図面を作成する場合の概算費用です。

***1パーツ(THB) = ¥3.7円で計算**

	パーツ	円
出願費用	250パーツ	925円
公開費用(公開手数料)	250パーツ	925円
登録費用(登録付与料金)	500パーツ	1,850円

以上の出願・登録費用に、出願を依頼する特許事務所の費用(手続手数料等を含む)がプラスされることになります。

*「登録後の“権利維持”のために必要な費用」

権利維持費用として、出願日の5年目から、下記の料金を1年ごとに納める必要があります。

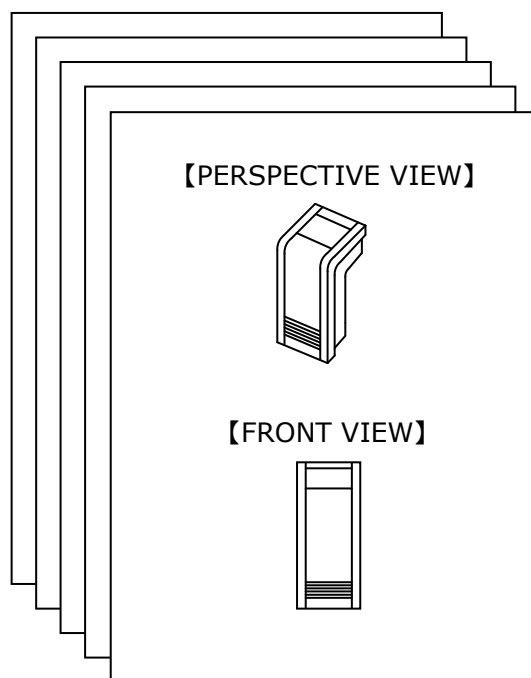
***1パーツ(THB) = ¥3.7円で計算**

	パーツ	円
5年後	500パーツ	1,850円
6年後	650パーツ	2,405円
7年後	950パーツ	3,515円
8年後	1,400パーツ	5,180円
9年後	2,000パーツ	7,400円
10年後	2,750パーツ	10,175円

「出願に際しての必要書類一式」

下記が、出願に必要な書類（及び情報）となります。

- 1) 意匠図面（6面図+斜視図）または写真
- 2) 願書
 - ① 出願人の英文、日本語での名称及び住所
 - ② 創作者の英文、日本語での名称及び住所
 - ③ ロカルノ分類
 - ④ 物品の名称
- 3) 意匠請求の範囲（明確かつ簡潔な1つのクレーム）
- 4) 意匠の説明（任意）
- 5) 委任状（現地代理人がいる場合）
- 6) 譲渡証（出願人が創作者と異なる場合）
- 7) 「願書」のイメージサンプル

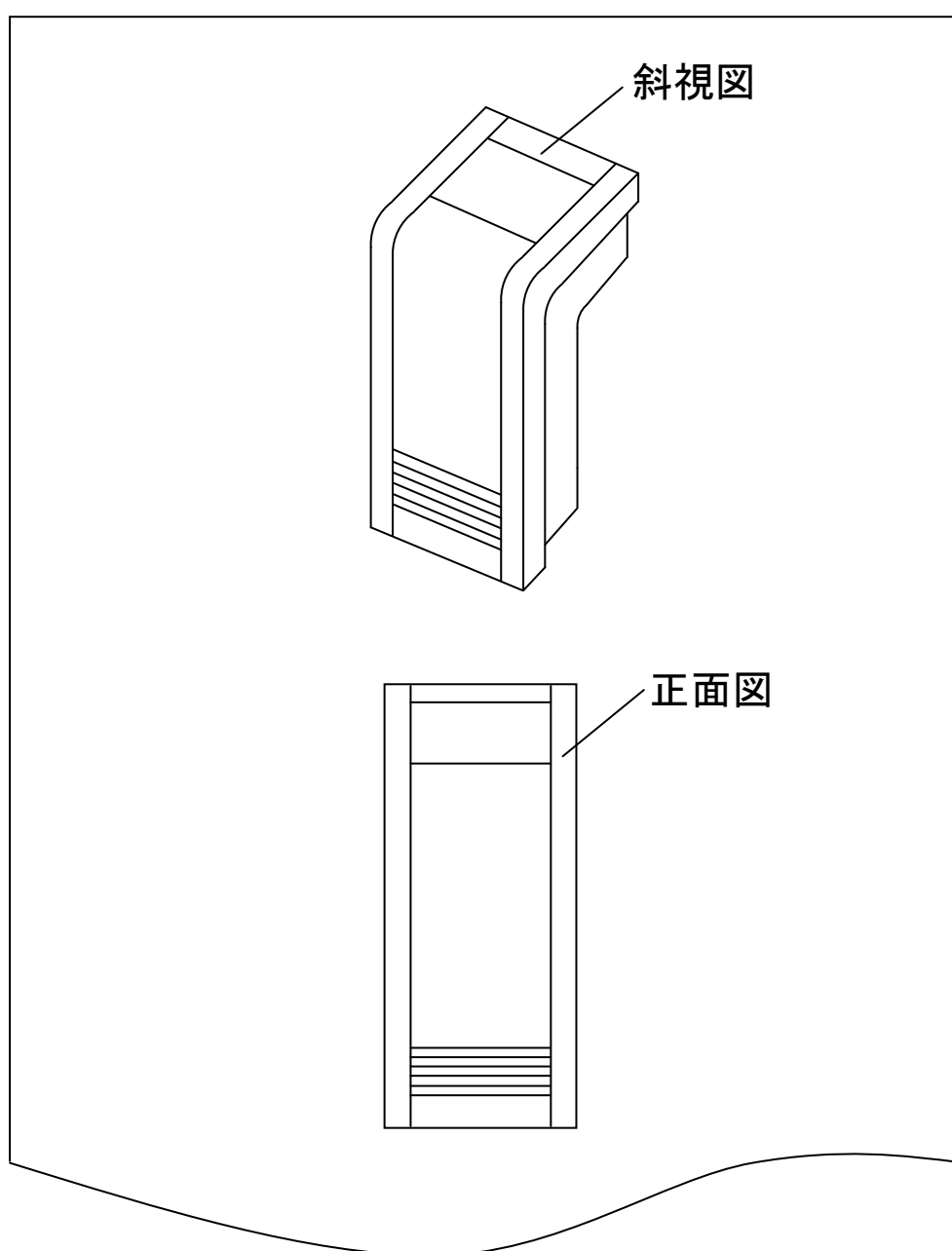


1) 意匠図面(6面図+斜視図)または写真

正投影図法による6面図(正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図)を作成するための元データをそろえて下さい。

また、斜視図(立体図、俯瞰図)についても必要とされていますので、元データの用意をして下さい。

図面ではなく写真で提出する場合も、上記と同様に、6面と斜視の内容の指示図や物品をそろえて下さい。***写真提出の場合、光線や影が入らないことや、A4サイズとすること等が求められます。**



2) 願書

① 出願人の英文、日本文での名称及び住所

「出願人」とは、会社に所属して手続きを行う場合、通常は「会社名(権利を譲り受ける法人)」のことを指します。 *「**創作者本人**」の場合もあります。

例. 【出願人】 日本国東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号
〇〇電器株式会社
【Applicant】 1-1〇〇, 1-Chome, 〇〇-Ku, Tokyo, Japan
〇〇Electric Corporation

② 創作者の英文、日本文での名称及び住所

「創作者」の記載についても、会社に所属して手続きを行う場合は、会社の住所とし、その後個人名を記載します。 *「**創作者の本人住所**」の場合もあります。

例. 【創作者】 日本国東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号
〇〇電器株式会社内
願 創作
【Designer】 1-1〇〇, 1-Chome, 〇〇-Ku, Tokyo, Japan
〇〇Electric Corporation
Sousaku Gan

③ ロカルノ分類

ロカルノ分類とは、意匠に関する国際分類のことで、国際意匠分類と呼ばれることもあります。ロカルノ国際分類は、クラスと呼ばれる2桁の数字と、サブクラスと呼ばれる2桁の数字からなり、例えば「01-02」のように表わされます。最初の2桁のクラスは32、次の2桁のサブクラスは219の分野があります。

このロカルノ国際分類の番号を記載して下さい。

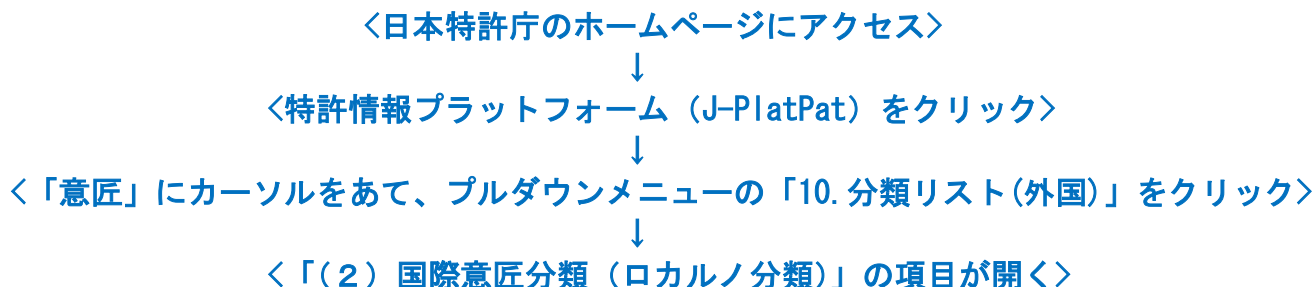
*ただし、予備審査の過程において、審査官も分類を確認付与するとされています。

また、このロカルノ国際分類の調べ方ですが、以下の3通りの方法があります。

- A. 日本特許庁の発行している「意匠の国際分類を制定するロカルノ協定及び日本意匠分類とロカルノ国際分類との対照表」等の国際分類関連書物入手して調べる。
- B. WIPO(世界知的所有権機関)のホームページにアクセスして調べる。
- C. 日本特許庁のホームページにアクセスして調べる。

以上の3通りの方法の中で、比較的「C.」の方法が調べやすいため、以下、その調べ方について詳述を致します。

■日本特許庁のホームページにアクセスしてロカルノ国際分類を調べる方法



この項目で、「国際意匠分類和訳」と「ロカルノ分類コンコーダンス情報 (ロカルノ分類 ⇄ 日本意匠分類)」を調べることができます。例えば、日本出願を元に優先権出願でタイへの出願を考えている時、このコンコーダンス情報を使って、日本意匠分類に対応するロカルノ番号を調べることができます。

例. 「エアコンディショナー」の日本意匠分類は「D4-3140」ですから、「ロカルノ分類コンコーダンス情報 (日本意匠分類→ロカルノ分類)」のDグループの欄をクリックして検索すると、「23-04」であることが分かります。

④物品の名称

タイの意匠登録制度の、「基準・ガイドライン等」の「意匠特許出願の手引き」によると、「意匠にかかる物品の名称」について、以下の記述があります。

「使用目的に応じた状態での記述で、申請した物品意匠を表わす図面と合致したもの。物品の意匠を表わす名称には、その利点、性質、素材、商業上の名称を記述してはならない。」

具体的な名称の事例としては、「菓子」、「玩具 (こま)」、「机のフレーム」、「机の脚」、「時計」、「時計のバンド」等が挙げられています。

***物品の名称に関しては、ロカルノ分類の「物品の一覧表」が参考になります。**

3) 意匠請求の範囲 (明確かつ簡潔な1つのクレーム)

「意匠請求の範囲」は、意匠で重要な内容となっている特徴について記載をします。形状のみならず、模様についても単独で保護を請求することができます。ただし、1項目のみの記載に限られており、かつ機能的側面に関する請求項を含めてはいけません。

例. 出願書に添付した物品を表わす図面にある通りの、……の形状、形態。

4) 意匠の説明（任意）

「意匠の説明」の記載は、任意とされていて必須ではありません。出願人が、図面だけでは表現しきれないと思った内容（材質、使用目的、性質等）について、記載をすることができます。文字数には制限があり、100文字以内となっています。

***タイ語換算で、文字数を計算します。**

5) 委任状（現地代理人がいる場合）

タイの居住者でない出願人がタイ出願をする場合、タイの特許庁長官から登録を受けた現地代理人を任命する必要があります。また、その委任状は公証（公証人が各文書を証明すること）を受けている必要があります。これらの手続きについて、依頼をした特許事務所や現地代理人がその内容について処理を進めていったとしても、出願人は、委任状に署名をする必要がありますので、注意をして下さい。

6) 譲渡証（出願人が創作者と異なる場合）


出願人が創作者と異なる場合には、譲渡証を作成・提出する必要があります（出願する権利の譲渡または相続）。譲渡証書には、譲渡人と譲受人の双方の署名が必要となります。

なお、創作者自身が出願人である場合には、「出願権証明様式（出願を行い登録を受ける権利を有することの証明）」にその権利を宣言し、提出する必要があります。

7) 「願書」のイメージサンプル

以上が必要書類の説明内容となりますが、より具体的にイメージしていただけるように、実際、現地代理人が使用する「願書」のイメージサンプルを以下に示します。

「願書」のイメージサンプル

 สติธิบัตร์ / สติธิบัตร์การใช้งานขนาดเล็ก 特許/小特許出願書 <input type="checkbox"/> การประดิษฐ์ 発明 <input checked="" type="checkbox"/> ออกแบบ 意匠特許 <input type="checkbox"/> อนุสติบัตร์ 小特許	สำหรับเจ้าหน้าที่ 担当官用 *赤枠は担当官記入用の欄 ยื่นวันที่ได้รับ 出願受理日 แอปพลิเคชันจำนวน 出願番号 แอปพลิเคชันวันที่ยื่น 出願提出日 การจำแนกประเภทสติธิบัตร์ระหว่างประเทศ 国際特許分類 ประเภทของบทความที่จะใช้ 使用される物品の種類 วันที่ประกาศของสิ่งพิมพ์ 公開広告日 จำนวนที่ตีพิมพ์ 公開番号 วันที่ลงทุน 登録付与日 เลขทะเบียน 登録番号 เจ้าหน้าที่ลายเซ็น 担当官署名
1. ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์ / การออกแบบ 意匠を表わす名称	
2. การยื่นขอรับสติธิบัตร์การออกแบบนี้สำหรับสินค้าชนิดเดียวกันในเวลาเดียวกันออกจากแอปพลิเคชัน...ที่จะดำเนินการออกเป็นครั้งที่สอง...แอปพลิเคชันครั้ง	
3. สติธิบัตร์ / ชื่อผู้ยื่นคำขออนุสติธิบัตร์, ที่อยู่ 出願人の氏名、住所	3.1 ประเทศที่เป็นพลเมือง 国籍 3.2 หมายเลขโทรศัพท์ 電話番号 3.3 โทรสารหมายเลข FAX 番号 3.4 อีเมล E-mail
4. สติธิบัตร์ / การประยุกต์ใช้สติธิบัตร์อนุสติธิบัตร์ <input type="checkbox"/> นักประดิษฐ์ / การออกแบบสร้าง <input type="checkbox"/> ผู้รับโอนสิทธิ <input type="checkbox"/> จากสาเหตุ	
5. ชื่อของตัวแทนสติธิบัตร์อยู่ 代理人の氏名、住所	5.1 ตัวแทนสติธิบัตร์จำนวน 代理人番号 5.2 หมายเลขโทรศัพท์ 電話番号 5.3 โทรสารหมายเลข FAX 番号 5.4 อีเมล E-mail
6. นักประดิษฐ์ / การออกแบบชื่อของผู้สร้างที่อยู่ 意匠創作者の氏名、住所	